



令和6年8月30日

## ネットの価格と全然違う?! 害虫・害獣駆除のトラブル

ゴキブリやハチなどの害虫や、ネズミなどの害獣を駆除してもらう、いわゆる「害虫・害獣駆除サービス(ペストコントロール)」の相談が、全国の消費生活センターに寄せられており、ここ数年増加しています。

 自宅の庭で大きな蜂の巣を見つけ、ネットで「24時間対応」「参考価格700円～」と書かれたサイトを見つけ電話した。作業員から「このままではハチに刺されて死ぬよ」と言われ、駆除を依頼したが高額な請求だった。



 アパートの部屋にゴキブリが出た。怖くなりネットで、約500円からゴキブリの駆除をするという広告を見つけ業者に電話した。料金は「1万円くらいになる」とのことだったが、作業員からは約10万円の見積書と契約書を渡された。

 **極端に安い価格を表示するサイトや広告には注意しましょう**

駆除の作業内容及び料金は、住宅の大きさや構造、害虫・害獣の発生原因や発生状況などによって、様々になることが一般的です。現場の状況次第では、必ずしもサイトや広告の表示や電話で説明された料金で依頼できるとは限りません。極端に安い料金が表示されている場合、**最低料金で依頼できることはまずありません**ので注意しましょう。

**複数見積もりを取って比較・検討しましょう**

消費者がパニック状態となっていたり、業者の問題勧誘を受けたりすることにより、複数見積もりを取らずにその場で不本意な契約をしてしまいトラブルとなるケースが目立ちます。できるだけ慌てずに、本当に緊急を要するものなのか冷静に考えた上で、複数の業者から見積もりを取る前提で業者に連絡しましょう。不安を煽ったり契約を急かすなど、他の業者との比較・検討をする機会を奪うような業者とは契約しないようにしましょう。

**クーリング・オフ等ができる場合があります**

特商法上の訪問販売に該当する場合は、契約書面を受け取った日から数えて8日以内であればクーリング・オフすることができます。パニック状態で不本意な契約をしてしまったなどの場合には、速やかにクーリング・オフを書面又は電磁的方法(メールなど)により通知しましょう。

## ポイントサイト利用によるトラブルに注意！



SNSで指定されたサイトに登録するとポイントがもらえるという「ポイントサイト」の広告を見た。無料期間中に解約すればポイントだけが無料でもらえると思い、指定された約30個のサイトに登録した。解約したいが連絡先が分からず解約できない。



ポイントサイトとは、そのサイトを経由して指定されたサイトの登録料や商品購入、アンケート回答などを行うことでポイントが貯められるサービスです。利用する際は、ポイント獲得条件などをよく確認しましょう。

無料期間やキャンペーンなどで試しに利用する場合でも、指定先の各サイトごとに利用規約や解約条件をきちんと確認しましょう。

解約するときに必要なので、IDやパスワードなどをしっかり管理することも大切です。

## 9月25日はGlobal Goals Dayです



2015年に国連でSDGsが採択された9月25日は「Global Goals Day (グローバル・ゴールズ・デイ、SDGs採択記念日)」です。そして、9月25日を含む1週間は、持続可能な開発目標 (SDGs) の推進と達成に向けて意識を高め、行動を喚起する「Global Goals Week (SDGs週間)」です。さらに、9月29日は、食料のロスと廃棄に関する啓発の国際デーでもあります。

買い物に出かける前に、冷蔵庫をチェックして必要なものを使いきれぬ量だけ買うようにしましょう。買ったらずぐに食べる食品などの場合は、売れ残りが食品ロスになることを考えて、手前からとるように心がけましょう。



おかしいなと思ったら、どうしていいかわからないなど一人で悩まず早めにご相談ください。情報提供も受け付けております。

米沢市消費生活センター

市役所内

知ろう レッゾゴーにっこり

相談直通電話 40-0525

相談受付時間(市役所開庁日) 午前8時30分～午後5時

相談してケロー!

